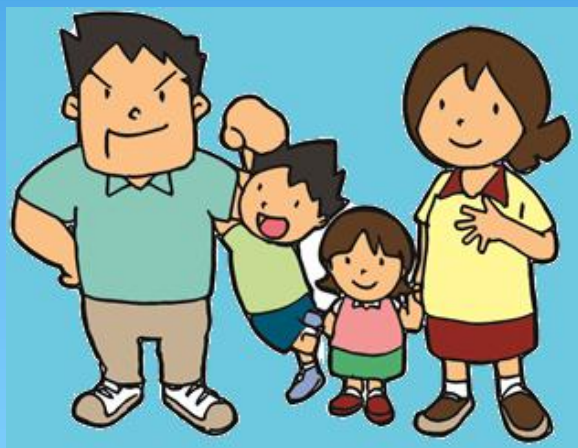




武雄市新型インフルエンザ等 対策行動計画（案）の概要



平成26年11月

武雄市

武雄市くらし部健康課

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザ等とは

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、ほとんどの人が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により世界的大流行（パンデミック）となり国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

また、そのことによって、生活や経済にも大きな影響をもたらすことが懸念されます。

1. はじめに

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）とは

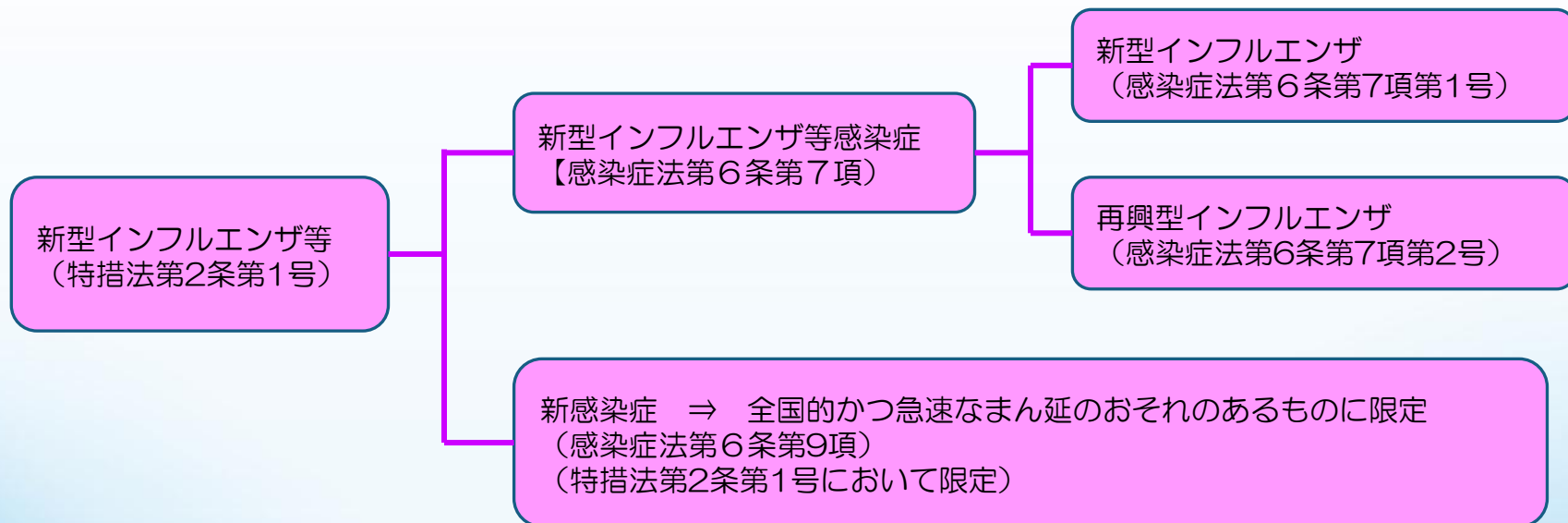
新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として制定されたものです。（平成24年5月法第31号）

(3) 計画の目的は

この行動計画は、市が行う新型インフルエンザ等対策（感染予防、まん延防止対策、医療対策及び広報）についての基本的な方針及び枠組みを定めるものです。

1. はじめに

(4) 対象となる感染症



※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2.行動計画の構成

(1) はじめに

新型インフルエンザ等の発生と危機管理、国の新型インフルエンザへの取組の経緯、特措法の制定、政府行動計画の作成、県行動計画の作成、市行動計画の作成

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的と基本戦略、発生時の被害例、対策実施上の留意点、対策推進の役割分担、行動計画の主要6項目、発生段階

主要6項目	①実施体制、②情報提供・共有、③感染予防・まん延防止、④予防接種、⑤医療、⑥市民生活及び経済活動の安定
-------	---

(3) 各段階における対策

発生段階に応じて、主要6項目に沿った対策を規定

3.新型インフルエンザ等対策の目的

- ・発生時期の正確な予知は困難
- ・発生そのものの阻止は不可能
- ・世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入は不可避

○このため、次の3点を主たる目的として対策を講じる

(1) 医療提供体制の確保

- ・感染拡大のスピードを遅らせ、感染者、患者数をできるだけ低い水準に抑制・推移させ、医療体制の強化を図り、適切な医療を受けられるようにする。
- ・流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

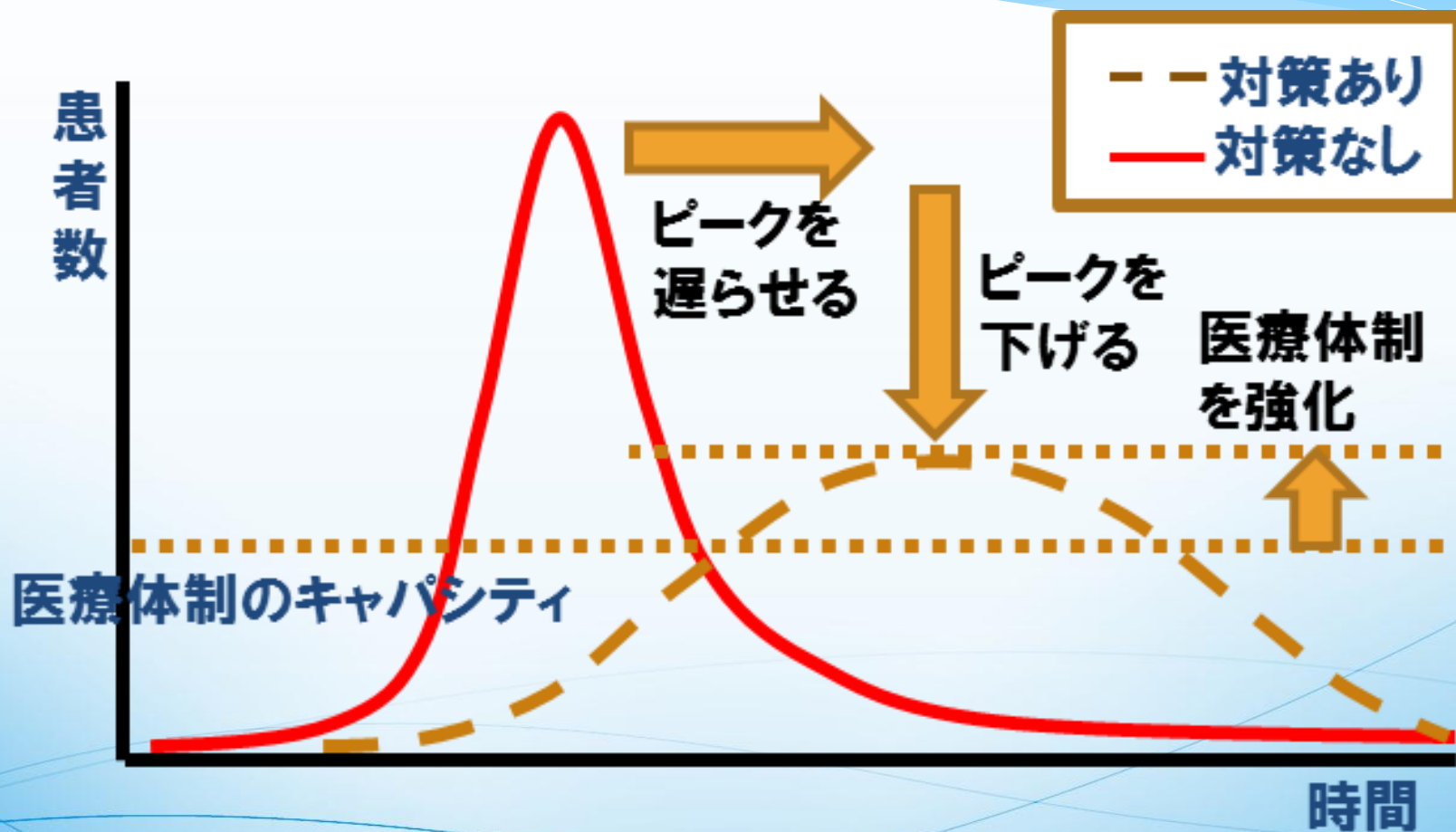
(2) 市民生活や経済活動の安定

- ・感染予防・まん延防止対策の実施とともに、医療提供の業務や市民生活・経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

(3) 対策の切替による社会・経済の安定機能への影響の最小化

- ・感染予防・まん延防止対策の実施により、市民生活・経済活動への影響が過大にならないよう、国・県の要請に基づき、対策を柔軟に切り替える。

4. 新型インフルエンザ等対策の効果 概念図



5.新型インフルエンザ等発生時の被害例

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として示す。

項 目	武 雄 市		佐 賀 県		全 国	
医療機関受診者数 (感染率25%以上)	約5,100人 ～10,000人		約8.7万人～約17万人		約1,300万人 ～約2,500万人	
病原性(国の区分)	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約200人	約800人	約3,500人	約13,000人	約53万人	約200万人
一日最大入院患者数	約40人	約150人	約680人	約2,600人	約10.1万人	約39.9万人
死亡者数	約65人	約250人	約1,100人	約4,300人	約17万人	約64万人

注1 中等度：アジアインフルエンザ相当 重度：スペインインフルエンザ相当

注2 治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等はいずれも考慮していない

※ 武雄市の数字は国・県の想定をもとに推計〔(武雄市) ÷ (佐賀県) × 0.059〕

6.新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であるが、病原性の程度などにより、緊急事態の措置を講じる必要がない場合もあり得る。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

武雄市新型インフルエンザ等対策本部は、佐賀県対策本部及び県現地対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階から、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

7. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

※対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、佐賀県、本市の役割の他に関係機関等や市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進する。

関係機関の役割	役割の概要
医療機関の役割	・ 地域医療体制の確保のため、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備の推進 ・ 診療継続計画の策定及び地域医療連携体制の整備 ・ 診療継続計画に基づき診療体制の強化及び医療の提供
指定（地方）公共機関の役割	・ 業務計画の策定及び新型インフルエンザ等対策実施の責務
登録事業者の役割	・ 医療の提供又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を行い、発生時には、その活動を可能な限り継続
一般の事業者の役割	・ 職場における感染対策 ・ 発生時における一部事業の縮小。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者の感染防止措置の徹底など
市民の役割	・ 発生前から個人レベルでの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等）を実践 ・ 発生時に備え、食料品・生活必需品等の備蓄

8.新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
発生疑い期	海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態
県内発生早期	県内（隣県含む）で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内感染期	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行は終息するまでの状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
再燃期	患者の発生が再び増加傾向を示した状態

9.発生段階ごとの主な対策の概要

段 階	1.未発生期	2.発生疑い期	3.海外発生期	4.国内発生早期	5.県内発生早期	6.県内感染期	7.小康期
対策の考え方	◇発生に備えて体制の整備	◇発生に備えて体制の早期確認及び準備	◇国内発生に備えて体制の整備及び準備 ◇海外発生情報収集・市民等への適確な情報提供	◇県内発生に備えて体制の整備 ◇国内発生情報収集・市民等への適確な情報提供	◇感染拡大に備えた体制の整備及び拡大防止対策の実施	◇健康被害、市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える対策の実施	◇市民生活及び経済活動の回復対応 ◇第2波に備えた第1波の評価
実施体制	◇市行動計画の作成 ◇国及び県との連携	◇武雄市新型インフルエンザ等対策情報連絡室（以下「情報連絡室」という。）の設置 ◇国及び県との連携	◇情報連絡室の設置継続 ◇国及び県との連携 政府、県対策本部設置 市対策本部任意設置可	◇情報連絡室の設置継続（政府緊急事態宣言発令と同時に廃止） ◇国及び県との連携 ◎緊急事態宣言発令時 市対策本部設置			◇情報連絡室の廃止 ※緊急事態解除宣言発令時 市対策本部廃止
情報提供・共有	◇情報の把握や情報提供・共有体制の整備	◇国、県及び国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有と対策の検討	◇相談窓口の体制充実・強化 ◇海外での発生状況を情報提供	◇相談窓口の体制充実・強化 ◇国内外での発生状況を情報提供	◇相談窓口の体制充実・強化 ◇国内・県内での発生状況を情報提供		◇県からの要請に基づき相談窓口の体制を縮小
感染予防・まん延防止	◇せきエチケット等の感染対策の普及 ◇不要不急な外出自粛や当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限等への理解促進	◇未発生時期の予防等措置の継続 ◇発生疑い事案を含む発生の正確な情報提供 ◇新型インフルエンザ等事例発生国への不要不急の渡航自粛要請	◇住民が実施すべき感染予防・まん延防止対策の勧奨と注意喚起 ◇海外発生の正確な情報提供 ◇当該地域の全ての学校、保育所、通所社会福祉施設等へ感染対策の周知	◇感染予防・まん延防止対策の実施強化 ◇外出自粛・施設の使用制限・施設における感染対策の徹底の要請の周知、準備 ◎緊急事態宣言時 ◇感染予防・まん延防止対策の実施強化 ◇不要不急の外出自粛・公共交通機関の不要不急の利用抑制、施設の使用制限等要請	◇感染予防・まん延防止対策の実施強化 ◇外出自粛・施設の使用制限・施設における感染対策の徹底の要請 ◇ウイルス等の病原性等の状況に応じて、県の要請に基づく学校等の臨時休業の指示、要請 ◎緊急事態宣言時 ◇感染予防・まん延防止対策の実施強化 ◇不要不急の外出自粛・公共交通機関の不要不急の利用抑制、施設の使用制限等要請		◇「新型インフルエンザ等に関する情報」及び「再燃した場合の対策及び対策への協力要請」

9.発生段階ごとの主な対策の概要

段 階	1.未発生期	2.発生疑い期	3.海外発生期	4.国内発生早期	5.県内発生早期	6.県内感染期	7.小康期
予防接種	◇予防接種（特定接種、住民接種）の体制構築	◇各対策の確認	◇特定接種の情報収集及び実施 ◇住民接種の準備	◇特定接種の実施 ◇住民接種の情報提供及び実施 ◎緊急事態宣言時 ◇特措法、予防接種法に基づく臨時の予防接種の実施			◇第2波に備えた予防接種の継続
医療	◇県と連携し、南部保健医療圏の専用外来の設置及び入院医療に関する体制の整備を要請	◇各対策の確認	◇県内発生に備えた各対策の準備	◇県内発生に備えた各対策の準備 ◇医療機関に対して「電話診療」の準備要請 ◎緊急事態宣言時 ◇県の臨時医療施設設置要請への協力	◇県が行う県内感染拡大に備えた対策への協力	◇県が行う健康被害を最小限にとどめる医療体制維持対策への協力	◇通常の医療体制に変更
市民生活及び経済活動の安定	◇要援護者の把握と具体的な手続き等の検討 ◇対策に必要な物資・資材の備蓄 ◇火葬能力等の把握 ◇ライフライン事業継続計画の策定 ◇緊急保育計画の策定	◇各対策の確認	◇要援護者への生活支援（発生連絡） ◇遺体の火葬、安置施設の確保、人員等の確保と体制整備 ◇ライフライン事業継続計画の対応準備 ◇緊急保育計画の確認	◇要援護者への生活支援（発生連絡） ◇遺体の火葬、安置施設の確保、人員等の確保と体制整備 ◇ライフライン安定供給確保準備 ◇緊急保育計画の確認 ◎緊急事態宣言時 ◇水の安定的な供給 ◇生活関連物資の調査監視	◇要援護者への生活支援 ◇県と連携した安置に必要な資材の配布及び遺体の搬送及び火葬作業に従事する者と連携した円滑な火葬・安置の実施 ◇ライフライン安定供給 ◎緊急事態宣言時	◇要援護者への生活支援 ◇県と連携した安置に必要な資材の配布及び遺体の搬送及び火葬作業に従事する者と連携した円滑な火葬・安置の実施 ◇ライフライン安定供給 ◎緊急事態宣言時	◇要援護者への生活支援の継続 ◇県と連携し、緊急事態措置を縮小又は中止 ◎緊急事態宣言時 ◇火葬場の稼働要請 ◇遺体安置施設の確保 ◇県が行う事務の代行 ◇埋火葬の許可の特例